

「学生の本分」について

【ご質問】（投稿日：2019 年 9 月 13 日）

令和元年 9 月 10 日付けで三名の学生が「学生の本分を守らない者」として処分されました。ここで言う「学生の本分」とは具体的にどのようなものなのでしょうか。「学生の本分」の範囲がわからない以上、勉強や研究以外のことをすると停学処分になる可能性があり、怖くてなにもできません。

【回答】（回答日：2019 年 9 月 24 日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

「学生の本分を守らない者」とは、京都大学学生懲戒規程に規定する （1）京都大学（以下「本学」という。）の諸規程又は命令に違反した者 （2）本学の教育研究活動を妨害した者 （3）刑罰法令に触れる行為を行った者 （4）本学の名誉・信用を著しく失墜させた者 （5）前各号に準ずる不適切な行為を行った者 のことを言います。